

長岡京市低入札価格調査制度運用基準

低入札価格調査制度運用基準（平成 11 年 4 月 1 日施行）の全部を改正する。

1 趣旨

この運用基準は、長岡京市における建設工事の請負契約（以下「契約」という。）に係る一般競争入札に関し、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 10 第 1 項の規定に基づき最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合における取扱いその他の必要な事務手続について定めるものとする。

2 低入札価格調査制度適用の範囲

政令第 167 条の 10 第 1 項の規定に基づき低入札価格調査制度を適用する建設工事の範囲は、次のとおりとする。

- ア 一般競争入札
- イ アのほか、特に必要と認められるもの

3 調査基準価格

調査基準価格は、予定価格にア又はイに掲げる割合を乗じた額とする。

ア 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100 分の 110 を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が 10 分の 9.2 を超える場合にあっては 10 分の 9.2 と、10 分の 7.5 に満たない場合にあっては 10 分の 7.5 とする。

- ① 直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

イ 特別なものについては、アの算定方法にかかわらず 10 分の 7.5 から 10 分の 9.2 までの範囲内で適宜の割合とする。

4 失格基準価格

低入札価格調査制度を適用する場合は、当該価格を下回ると調査することなく契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときの基準となる価格（以下「失格基準価格」という。）を設定することができる。

ア 失格基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100 分の 110 を乗じて得た額とする。

- ① 直接工事費の額に 10 分の 7.5 を乗じて得た額
 - ② 共通仮設費の額に 10 分の 7 を乗じて得た額
 - ③ 現場管理費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額
 - ④ 一般管理費等の額に 10 分の 3 を乗じて得た額
- イ 失格基準価格を下回る入札は無効とする。

5 予定価格調書への調査基準価格及び失格基準価格の記載

事業所管課長は、長岡京市契約規則（昭和 55 年長岡京市規則第 2 号。以下「契約規則」という。）第 12 条の「予定価格調書」の予定価格が記載された行の下に、調査基準及び失格基準に基づく具体的金額を「(調査基準価格 円)」、「(失格基準価格 円)」と記載し、さらに、当該調査基準価格及び失格基準価格に 110 分の 100 を乗じて得た額を「(調査基準価格の 110 分の 100 円)」、「(失格基準価格の 110 分の 100 円)」と記載しておくものとする。

6 入札参加者への周知

入札執行者は、入札公告等に次のことを記載し、本制度の円滑な運用をはかるものとする。

- ① 政令第 167 条の 10 第 1 項の適用があり得ること。
- ② 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法
- ③ 調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低価格入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- ④ 調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すべきこと。

7 入札の執行

入札の結果、失格基準価格以上で調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行者は、入札者に対して「保留」と宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了する。

8 調査の実施

入札の結果、失格基準価格以上で調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、契約課長、工事担当課長及び検査指導課長（以下「調査実施者」という。）は、その入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて、次の内容により、入札者からの事情聴取等の調査を行うものとする。

- ① その価格により入札した理由、必要に応じ、入札価格の内訳書を徴する。

- ② 契約対象工事付近における手持工事の状況
- ③ 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- ④ 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）
- ⑤ 手持資材の状況
- ⑥ 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- ⑦ 手持機械数の状況
- ⑧ 労務者の具体的供給見通し
- ⑨ 過去に施工した公共工事名及び発注者
- ⑩ 経営内容
- ⑪ ①から⑩までの事情聴取した結果についての調査確認
- ⑫ ⑨の公共工事の成績状況
- ⑬ その他必要な事項

9 調査の期間

調査実施者は、入札執行の結果、保留とされた場合には、直ちに8に掲げる調査を行うものとし、入札終了後、速やかに調査を完了させるものとする。

10 調査の結果、適合した履行がされると認められる場合の措置

入札執行者は、調査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認められたときは、調査の結果及び意見を記載した書面を作成し、長岡京市建設工事等請負業者選定委員会（以下「業者選定委員会」という。）の委員長に決定を求めるものとする。

11 業者選定委員会委員長の決定に基づく落札者の決定等

ア 適合した履行がされると認められる決定がされた場合の措置

直ちに最低価格者に落札した旨を通知するものとする。

イ 適合した履行がされないおそれがあると決定された場合の措置

12と同様の手続による。

12 調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の措置

入札執行者は、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められたときは、調査の結果及び意見を記載した書面を作成し、業者選定委員会の決定を求めるものとする。

13 業者選定委員会の決定に基づく落札者の決定等

ア 適合した履行がされると認められる決定がされた場合の措置

直ちに最低価格者に落札した旨を通知するものとする。

イ 適合した履行がされないおそれがあると決定された場合の措置

最低価格入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。

なお、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には、8以降と同様の手続による。次順位者を落札者と決定したときは、最低価格入札者に対しては落札者とならない旨の通知を、次順位者に対しては落札者となった旨の通知をするものとする。

1 4 低入札価格調査制度調査対象工事における監督体制等の強化について

ア 技術者の増員について

調査基準価格を下回って落札した者と契約する場合には、監理技術者とは別に専任で同等の要件を満たす技術者の配置を求めるものとし、入札執行者は、その旨入札公告等に記載するものとする。

イ 契約保証金の額について

調査基準価格を下回って落札した者と契約する場合には、契約規則第 39 条第 1 項中「100 分の 10 以上の額に相当する額」を「100 分の 30 以上の額に相当する額」に読み替えるものとし、入札執行者は、その旨入札公告等に記載するものとする。

ウ 前払金の縮減について

調査基準価格を下回って落札した者と契約する場合には、長岡京市公共工事の前払金等に関する要綱（昭和 55 年 8 月 1 日制定）第 2 条第 1 項中「請負金額の 100 分の 40 以内」を「請負金額の 100 分の 20 以内」に読み替えるものとし、入札執行者は、その旨入札公告等に記載するものとする。

1 5 その他

(1) 調査基準価格及び失格基準価格は、落札者決定の翌日に公表することとなっている入札結果報告書に記載するものとする。

(2) 総合評価方式による入札の場合については、評価値の順位によるものとする。

附 則

この基準は、平成 24 年 7 月 1 日から施行し、同日以降に入札手続を開始する工事から適用する。

附 則

この基準は、平成 25 年 6 月 4 日から施行し、同日以降に入札手続を開始する工事から適用する。

附 則

この基準は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。